

大臣官房

厚生労働省の舵取り役

大臣官房は、厚生労働省の行政を総括し、法令の制定改廃、予算編成、組織、人事等を中心に、総合調整を行っています。また、国会、他省庁、マスメディア、国民一般等に関する省全体の代表窓口としての機能も果たしています。

人事課

総務課

会計課

地方課

国際課

厚生科学課

法令案の審査

行政活動は、法令に基づいて執行されるため、企画立案された政策を実現するためには、法律、政令、省令等の法令の整備が欠かせません。大臣官房では、省内各部署が作成した法令について、政策の内容が、条文上論理的かつ明確に規定されているか等について、審査を行っています。

予算

平成 24 年度の厚生労働省の一般会計歳出予算の規模は約 26.7 兆円（このほか、年金交付国債が約 2.5 兆円）にのびます。医療、年金、介護、雇用、福祉などの社会保障のために必要な予算を計上しており、国民生活のあらゆる場面と密接にかかわっています。

平成 24 年度の国の一般会計予算全体は約 90.3 兆円であり、このうち国債費、地方交付税交付金を除いた政策的経費（いわゆる一般歳出）は約 51.2 兆円です。この一般歳出に占める当省予算の割合は約 52.1% と高く、年々上昇しています。このため、厚生労働省の政策決定は、政府全体の予算編成に大きな影響を及ぼしています。

高齢化の進展等に伴い、医療、年金、介護などの社会保障関係費は、今後とも増加が見込まれていますが、将来にわたって、必要な施策を効率的・効果的に展開していくため、大臣官房では、一つ一つの事業の予算について、その必要性等を精査し、厚生労働省の予算を編成しています。

地方出先機関の管理・監督など

厚生労働省は出先機関として、47 都道府県に都道府県労働局（労働基準監督署、ハローワーク、雇用均等室）を、8 道府県に地方厚生局（支局）を持っています。

都道府県労働局は、地域における総合労働行政機関として、労働基準行政、職業安定行政及び雇用均等行政を地域に密着しながら総合的に運営しています。

一方、地方厚生局は厚生行政の政策実施機関として、保険医療機関の指導監査業務、健康保険組合・厚生年金基金の監督業務、各種の衛生・福祉関係の許認可など、国民のより身近なところで国民生活の安全と安心の確保、福祉の向上、社会保障制度の維持・適正実施などの役割を担っています。また、麻薬や覚せい剤の取締業務も行っています。

地方課はこれらの出先機関の予算、定員などについて管理するとともに、法令の遵守など総合的な監督を行っています。

また、経済情勢の変化に伴い、解雇、配置転換、賃金引下げ、いじめ等個々の労働者と事業主との紛争（個別労働紛争）が近年増加しています。これらの紛争の解決を促進すべく、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」が施行されており、①全国約 380 か所に設けられた「総合労働相談コーナー」における情報提供・相談、②都道府県労働局長による助言・指導、③紛争調整委員会によるあっせん等の制度を運用し、紛争の迅速、適正な解決の促進を図っています。

国際課 世界に発信する厚生労働行政

近年、厚生労働行政の多くの分野で、国際社会での動きと国内政策が連動するようになってきました。大臣官房国際課では、国際機関活動、対外経済交渉、先進国及びアジア諸国等との政策対話、開発途上国への技術協力、海外情報収集などを通じて、厚生労働行政の国際的展開を図っています。

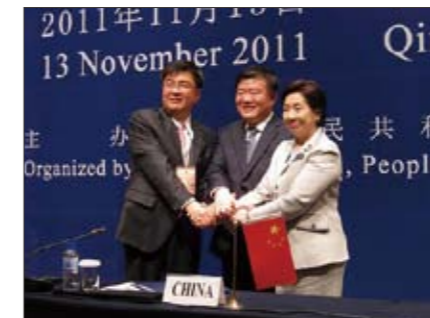
厚生労働行政の国際的展開

厚生労働分野では、日本国民の健康と生活の安定を守るために、WHO（世界保健機関）や ILO（国際労働機関）をはじめとする国際機関や二国間交渉等に積極的に参画しています。

また、世界の多くの国が少子高齢化に直面する中、医療・年金・介護行政を担う厚生労働省は、政策の方向性や制度設計について世界各国と知見を共有し、この課題に取り組んでいく責任を負っています。

社会保障や雇用の分野での日本の経験をもって、世界の福祉向上に貢献する場面も増えています。私達日本人の技術やノウハウを、途上国をはじめとする世界の国々に発信し、貢献していくことが求められています。人々の生活の安心を築くことは、世界共通の大きな目標なのです。

このような流れの中、厚生労働省が対応すべき国際交渉、協調、途上国への協力活動の舞台は飛躍的に増えてきています。



日中韓三国保健大臣会合（2011年11月13日中国）

様々なチャネルを通じて

厚生労働省では、様々なチャネルを通じて、国際業務を展開しています。中心となるのは、WHO を通じた感染症や食の安全への対策、ILO と協力してのディーセント・ワーク（動きがよい人間らしい仕事）や国際労働基準の確保、OECD を通じた制度の比較分析などへの参加です。世界の潮流を作るには、国際機関という大きな組織の力を活用していくことが重要と考えています。

また、EPA（二国間経済連携協定）では、看護師や介護福祉士などの「人の移動」をはじめとして、厚生労働行政分野でも厳しい交渉が繰り返されます。そして、欧米や中国などアジア諸国との二国間の関係では、医薬品や食品等の規制のあり方をめぐり、日本の国益を背負って交渉に臨んでいるのです。

保健医療、社会福祉、労働、水道といった分野では、日本人専門家を派遣したり、途上国から研修員を受け入れたりして、開発途上国の人づくり、制度づくりを支援しています。

これらの多様な国際政策の展開を図るべく、厚生労働省職員は 20 か国以上の国々の国際機関や在外公館等に派遣され、外交の第一線でも活躍しています。今や、厚生労働省の持つ知識や経験が世界につながり、日本の厚生労働行政を世界に発信する時代になっているのです。



ILO 総会（2011年6月） ©International Labour Organization